

宮古地区広域行政組合消防本部告示第1号

消防機関の検査を受けなければならない防火対象物の指定について

令和8年9月17日

宮古地区広域行政組合
消防長 石田 康典



消防法施行令(昭和36年政令第37号)第35条第1項第3号の規定に基づき、
消防機関の検査を受けなければならない防火対象物を次のとおり指定する。

消防法施行令別表第一(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)
項まで、(16)項ロ、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物で延べ面積が300平方
メートル以上のもの。

附 則

この告示は、令和8年10月1日から施行する。